

階層区分	世帯の階層の区分		徴収基準	徴収基準	
			月額	加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円	
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400円	540円	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	D1階層	15,000円以下	7,900円	790円
		D2階層	15,001円以上 21,000円以下	10,800円	1,080円
		D3階層	21,001円以上 51,000円以下	16,200円	1,620円
		D4階層	51,001円以上 87,000円以下	22,400円	2,240円
		D5階層	87,001円以上 171,300円以下	34,800円	3,480円
		D6階層	171,301円以上 252,100円以下	49,400円	4,940円
		D7階層	252,101円以上 342,100円以下	65,000円	6,500円
		D8階層	342,101円以上 450,100円以下	82,400円	8,240円
		D9階層	450,101円以上 579,000円以下	102,000円	10,200円
		D10階層	579,001円以上 700,900円以下	123,400円	12,340円
		D11階層	700,901円以上 849,000円以下	147,000円	14,700円
		D12階層	849,001円以上 1,041,000円以下	172,500円	17,250円
		D13階層	1,041,001円以上 1,222,500円以下	199,900円	19,990円
		D14階層	1,222,501円以上 1,423,500円以下	229,400円	22,940円
			D15階層	1,423,501円以上	全額